平成２３年（フ）第４５５１号
大阪府大東市南新田１丁目20番506号
破産者　宮川　武義
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６５３号
大阪府豊中市寺内２丁目３番８―408号、前住所大阪府豊中市寺内２丁目13番37―404号
破産者　リヴァージュこと　松尾　昌宏
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６９５号
大阪府東大阪市吉田下島16番１号
破産者　松村　三郎
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３８号
神戸市東灘区北青木１丁目２番６―506号
破産者　長野　智子（旧姓吉村）
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７９４号
神戸市灘区摩耶海岸通２丁目３番８―508号
破産者　夏田　佳子
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８２４号
神戸市須磨区竜が台１丁目１番地の２　25号棟103号
破産者　小坂　　稔
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３５１号
兵庫県尼崎市西昆陽２丁目21番１―1128号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市水堂町１丁目３番20―257号
破産者　今中　孝剛
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９６９号
熊本県菊池郡大津町大字陣内1605番地４、開始決定時の住所熊本県菊池郡大津町大字陣内1751番地
破産者　安藤　弘志
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第８６号
熊本市高平２丁目14番50号
破産者　有働　淳子
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２７９号
熊本市楡木２丁目６番100号
破産者　浦野　大作
1　決定年月日　平成23年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４５号
北海道岩見沢市幌向北１条３丁目574番地23
破産者　広瀬　都一
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１００号
青森県上北郡六戸町大字折茂字今熊233番地15
破産者　廣田　敏彦
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第１１号
岩手県北上市藤沢19地割106番地４　雇用促進住宅北常盤台宿舎１―305号、前住所岩手県北上市和賀町長沼５地割195番地９
破産者　佐々木雄二
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第１号
宮城県気仙沼市常楽66番地15
破産者　鈴木恵美子
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２３年（フ）第２２０号
新潟市西区五十嵐３の町南８番９号
破産者　若杉左智子
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４７号
新潟県十日町市千歳町１丁目２番地５
破産者　半間　章浩
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第４５号
長野県諏訪市岡村１丁目12番12号
破産者　河西　賢治
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第８４号
鳥取県米子市旗ケ崎５丁目19番６号、前住所京都府京丹後市網野町浅茂川377番地の38
破産者　石井　千尋
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２１年（フ）第８５号
鳥取県米子市旗ケ崎５丁目19番６号、前住所京都府京丹後市網野町浅茂川377番地の38
破産者　石井　和枝
1　決定年月日　平成23年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部